

年度上場株式等の配当・譲渡等の課税方式の申出書

年 月 日

(宛先) 大垣市長

申告者 現住所
氏名
生年月日
電話

1. 確定申告で申告した上場株式等の配当・譲渡所得等

確定申告した上場株式等の所得			住民税の特別徴収税額 (配当・株式等譲渡所得割額控除額)
上場株式等の 配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

2. 住民税での取り扱い

上記の確定申告した上場株式等の所得について住民税では下記とします。

確定申告した上場株式等の所得			住民税の特別徴収税額 (配当・株式等譲渡所得割額控除額)
上場株式等の 配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※一部所得の申告、分離から総合課税に申告を変えるとき等

※記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

※申告不要制度（申告しない）を選択した場合、配当割、譲渡割、配当控除の適用はありません。

※上場株式等以外の配当所得等、一般株式等並びに一般口座又は源泉徴収を選択しない特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等は申告不要制度を選択することはできません。市民税・県民税の課税対象となります。